入札案内書

1　売払物件

物件番号１

（土地）

所 在 及 び 地 番	地目	地積	区 域 区 分	最低基準価格
旭川市豊岡４条３丁目 ５番１	宅地	1,016.19 ㎡	近隣商業地域	37,800,000 円

物件番号２

（土地）

所 在 及 び 地 番	地目	地積	区 域 区 分	最低基準価格
旭川市５条通１０丁目 １０４０番１及び １０４０番２	宅地	535.57 ㎡	商業地域	24,800,000 円

物件番号３

（土地）

所 在 及 び 地 番	地目	地積	区 域 区 分	最低基準価格
旭川市東旭川町旭正 ３２５ 番１	宅地	2,571.28 ㎡	市街化調整区域	7,870,000 円

2　入札参加資格

(1)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３に規定する公有財産に関する事務に従事する職員に該当しない者及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(2)　旭川市暴力団排除条例（平成２６年旭川市条例第１６号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は第７条に規定する暴力団関係事業者若しくは第１２条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。

3　入札参加申込

(1)　入札参加申込書兼入札保証金返還請求書に必要な書類を添えて提出してください。

提出期間及び添付書類等は、次のとおりです。

ア　提出期間　　令和９年１月５日（火）～令和９年１月１８日（月）

イ　添付書類　　法人の場合･･･法人履歴事項全部証明書（発行後１か月以内）

個人の場合･･･身分証明書（発行後１か月以内）

住民票（発行後１か月以内かつ本籍が記載され、マイナンバーの記載がない）

ウ　提出方法　　持参又は郵送による

※郵送による申し込みの場合は、申し込み受付期間中の必着とします。

エ　提出先　　旭川市７条通９丁目　旭川市総合庁舎６階

公共施設マネジメント課

4　入札日及び落札者の決定方法

(1)　入札及び開札の日時、場所等

ア　日　時　　令和９年１月２６日（火）

物件番号１　午前９時３０分から

物件番号２　午前１０時３０分から

物件番号３　午前１１時３０分から

イ　場　所　　旭川市７条通９丁目　旭川市総合庁舎７階　会議室７Ｄ

ウ　開　札　　入札締切り後直ちに開札

※　①　受付等は、入札開始時間の３０分前から行います。

②　入札開始前は、受付窓口が混み合うことが予想されますので、なるべく早くおいでの上、受付を終了されますよう御協力願います。

(2)　入札会場案内図



(3) 入札書の作成方法

住所、氏名、入札金額等を記入の上、最初の数字の前に「￥」又は「金」を記入してください。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

5 入札日の持参品等

(1) 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証、社員証等（顔写真があるものは１点、ないものは２点）

(2) 委任状（代理人の場合）

ア 入札参加申込書の申込人（共有とされる場合共有者全員）が入札に参加される場合は不要です。

イ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人が入札に参加される場合には委任者の印鑑登録証明書の原本（発行後３か月以内のもの）を添付した委任状を持参してください（印紙不要）。

(3) 印鑑

入札参加申込書に押印した申込人の印鑑（ゴム印等変形しやすいものは不可）をお持ちください。ただし、代理人が入札する場合は申込人の印鑑は必要ありませんが、入札参加申込書及び委任状に押印した代理人の印鑑をお持ちください。

(4) 入札保証金

入札保証金として、見積った契約金額の１００分の３以上に相当する金額を本市が発行する納入通知書により、入札執行前までに納付してください。入札当日は受付にて原本の確認及び領収書のコピーを提出いただきます。

（注）落札者の入札保証金は売買契約締結後、落札されなかった方の入札保証金は入札終了後に返還いたします。返還までの期間は約３週間程度を見込んでいます。なお、入札保証金を返還する場合の利息は付しません。

(5) 契約保証金

売買代金は、契約締結と同時に全額納付することから、契約保証金の納付を要しません。

(6) 入札書及び入札封筒

(7) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

(8) その他、入札心得書等を御熟読ください。

6 契約の締結等

(1) 契約の締結は、特段の理由がない限り落札通知を受けた日から７日以内に行います。

売買代金は、落札金額とし、契約締結と同時に全額即納となります。

(2) 特段の理由なく落札者が落札通知を受けた日から７日以内に契約を締結されない場合は、落札は無効となり、入札保証金は旭川市に帰属することとなりますので御注意ください。

(3)　売買契約書は、別添のとおりです。

7　所有権の移転等

(1)　売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。

(2)　所有権の移転登記は、物件の引渡し後、市が行います。

(3)　売買契約書（旭川市保管のもの一部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(4)　物件の引渡しは現状有姿のままで行います。物件調書と現況との間に差違が生じている場合は現況を優先し、数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。必ず事前に現地の確認をしてください。

8　条件

落札者は、次に掲げる条件に違反した場合は、市長の定める金額を違約金として旭川市に支払わなければなりません。

(1)　売買契約締結の日から５年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する営業の用途に供しないこと。

(2)　売払物件を暴排条例第２条第１号に定める暴力団若しくは暴排条例第７条第１項に定める暴力団関係事業者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件を第三者に貸与してはならない。

9　その他

２の資格の有無を確認するために必要があると認められるときは、入札参加者に、当該資格を有する旨の誓約書及び資格を確認するための資料の提出を求め、警察その他の関係機関に照会することがあります。

［参考］

○入札保証金の計算

入札執行前に見積もった契約金額 × ３／１００ 以上

（例）

	入札執行前に見積もった契約金額		入札保証金	
(1)	５０，０００円	×3／１００ ＝	１，５００円	以上
(2)	５５，５５５円	×3／１００ ＝	１，６６６．６５ １，６６７円	以上

○印紙税額（売買契約書）

契約金額（売買代金）		収入印紙
１万円未満		非課税
１万円以上～	５０万円以下	２００円
５０万円超～	１００万円以下	５００円
１００万円超～	５００万円以下	１，０００円
５００万円超～	１，０００万円以下	５，０００円
１，０００万円超～	５，０００万円以下	１０，０００円
５，０００万円超～	１億円以下	３０，０００円
１億円超～	５億円以下	６０，０００円
５億円超～	１０億円以下	１６０，０００円

○　登録免許税（所有権移転登記）

土地の売買　課税標準の価格×１０００分の１５

建物の売買　課税標準の価格×１０００分の２０

※上記、印紙税額、登録免許税の内容については、関係法令等の改正により記載内容と異なる場合がありますので、必ず入札参加者において確認を行ってください。